

**下関市交流型子育て総合支援施設整備サウンディング型市場調査業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

本要領は、下関市交流型子育て総合支援施設整備サウンディング型市場調査業務（以下「本業務」という。）の受託候補者及び次点者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 下関市交流型子育て総合支援施設整備サウンディング型市場調査業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和9年6月30日まで
- (3) 業務内容 別添1「仕様書」のとおり

3 提案上限額

8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 日程（予定）

内 容	日 程
プロポーザル実施の公告日	令和8年10月5日（月）
質問の受付期間	令和8年10月5日（月）から 令和8年10月13日（火）まで
質問に対する回答	令和8年10月16日（金）まで
参加申込書の提出期限	令和8年10月20日（火）16時必着
参加資格審査結果通知	令和8年10月23日（金）までに送付
提案書提出期限	令和8年11月4日（水）16時必着
プレゼンテーション	令和8年11月10日（火）
審査結果通知	令和8年11月16日（月）までに送付

5 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、単独企業又は共同事業体（JV、コンソーシアムを含む。以下同じ。）であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業又は共同事業体として満たすべき要件

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ②公告の日から契約締結日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ③次に掲げる手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - ア) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て
 - ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て
- ④下関市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 42 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。また、代表者又は役員がこれらの者に該当しないこと。
- ⑤下関市税及び国税を滞納していない者であること。

なお、下関市内に本店、支店、営業所その他の事業所を有しない者にあつては、本店所在地の市区町村税を滞納していない者であること。
- ⑥下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の大分類「調査・研究」に登録されていること。
- ⑦平成 28 年 4 月 1 日から公告日までの間に、国又は地方公共団体が発注した公共施設整備に係るサウンディング型市場調査の実施を含む業務について、元請又は共同事業体構成員として契約を締結し、かつ、当該業務を完了した実績を有すること。

(2) 共同事業体で参加する場合

- ①代表構成員を定めること。
- ②単独で参加する者は、他の共同事業体の構成員として本プロポーザルに参加できない。
- ③一の共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員として重複参加できない。
- ④上記（1）①から⑤までの要件は、共同事業体の全ての構成員が満たすこと。
- ⑤上記（1）⑥の要件は、少なくとも代表構成員が満たすこと。
- ⑥上記（1）⑦の要件は、共同事業体全体として満たすこと。

6 利益相反の制限

本業務の受託者及びこれと資本又は人事面等において密接な関係を有する者は、本業務の成果を用いて市が実施する予定の下関市交流型子育て総合支援施設の事業者募集に応募し、又は応募する者の構成員、協力企業若しくはアドバイザーとなることはできない。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

- ①提出様式 質問書（様式1）のとおり
- ②受付期間 令和8年10月5日（月）から令和8年10月13日（火）まで
- ③提出方法 電子メール（送付後、電話により受信確認を行うこと。）
- ④提出先 下関市こども未来部幼児保育課
(kkssuishin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

(2) 回答

- ①回答予定日 令和8年10月16日（金）までに送付（準備完了次第）
- ②回答方法 質問者名を伏せた上で、全ての質問者に電子メールで送付するとともに、市ホームページに掲載する。

8 参加申込手続

参加希望者は、次の書類を提出すること。

なお、共同事業体の場合は、必要に応じて構成員ごとに参加資格確認に必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ①参加申込書（様式2）
 - ②本実施要領「5 参加資格（1）⑦」の要件を満たすことが確認できる書類（契約書、業務完了報告書等の写し）
 - ③（共同事業体の場合）共同事業体協定書の写し又は共同事業体結成届、委任状
- ※参加資格要件に関する事項については、参加申込書の提出をもって誓約があったものとみなす。ただし、市は、必要に応じて、参加資格要件の確認に必要な書類の提出を求めることができる。
- (2) 提出期限 令和8年10月20日（火） 16時必着
- (3) 提出方法 電子メール（提出書類はPDFファイルで添付すること。また、送付後、電話により受信確認を行うこと。）

(4) 提出先 下関市こども未来部幼児保育課
(kkssuishin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp)

(5) 参加資格審査結果通知

①通知予定日 令和8年10月23日(金)までに送付
(参加資格審査完了後、準備完了次第)

②通知方法 電子メール

③その他

- ・参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査の結果通知が届かない場合は、令和8年10月26日(月)16時までに電話で確認すること。
- ・参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して7日以内に、書面(任意様式)により市に説明を求めることができる。
- ・参加資格を有すると認めた者(以下「提案者」という。)には、提案者記号を付して通知する。提案書の副本、プレゼンテーションで使用する資料その他審査委員に提示する資料には、当該提案者記号を使用すること。

9 提案書の提出

提案者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類 提案書(正本1部、副本6部)及び電子データ一式

(2) 提出期限 令和8年11月4日(水) 16時必着

(3) 提出方法 紙媒体の提案書は、持参又は郵送により提出すること。
電子データは、正本用PDF及び副本用PDFをそれぞれ作成し、CD-R又はDVD-Rに格納して紙媒体の提案書とあわせて提出、又は電子メールにより提出すること。

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとする。

※電子メールにより提出する場合は、提出期限までに送信し、送信後、電話により到着確認を行うこと。

※提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 作成方法 別添2「提案書作成方法等」のとおり

(5) 提出先 下関市こども未来部幼児保育課

10 審査方法

審査は、市が設置する5人の委員で構成するプロポーザル審査委員会において、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、別添3

「評価基準及び配点」に基づき行う。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

①日 程 令和8年11月10日(火)

※時間等の詳細は、別途通知する。

②実施場所 下関市勤労福祉会館(下関市幸町8番16号)

③出席者 4名以内

④説明時間 20分以内(セッティングの時間を除く。)

⑤質疑応答 10分から15分程度

⑥貸出物品 机、椅子、スクリーン、プロジェクター、電源

※上記以外は、提案者の負担において用意すること。

⑦その他

- ・プレゼンテーションの順番は、市が提案書を受理した順番とする。
- ・プレゼンテーションは、提案者記号により行うものとし、説明者は、会社名、氏名、ロゴマークその他提案者が特定されるおそれのある情報を表示し、又は口頭で述べてはならない。
- ・プレゼンテーションで使用する資料は、提案書副本の記載ルールに準じ、提案者が特定されるおそれのある記載をしてはならない。
- ・プレゼンテーションで使用する投影資料は、提案書に記載した内容の範囲内とし、当日の追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションに出席しない場合又は開始時刻までに来場しない場合は、辞退したものとみなし、受託候補者として選定しない。

(2) 総合点の算定

①評価は、委員又はその代理者5人全員が行うものとする。

②各評価項目について、5人の委員又は代理者の採点のうち、最高点及び最低点を付した者各1人の点数を除き、残る3人の点数の合計を当該評価項目の得点とする。

③総合点は、②により算定した各評価項目の得点を合計した点数とし、300点満点とする。

④②の最高点又は最低点を付した者が複数いるときは、下関市交流型子育て総合支援施設整備サウンディング型市場調査業務プロポーザル審査委員会設置要綱別表に掲げる番号の順により、それぞれ1人の点数を除くものとする。

⑤②の最高点と最低点が同一の点数であるときは、同一の者の点数を重複して除かず、④の番号の順により2人の点数を除くものとする。

(3) 受託候補者及び次点者の選定

- ①失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を受託候補者、次に高い者を次点者として選定する。
- ②総合点が同点の場合は、提案金額が低い者を上位とし、同額の場合は、審査委員会の協議により決定する。
- ③受託候補者と契約締結に向けた協議を行うものとし、当該協議が不調となった場合は、次点者を繰り上げ、同様に協議を行う。
- ④提案者が1者の場合であっても、プレゼンテーション及び審査を実施する。
- ⑤総合点が満点の60%未満である場合は、受託候補者として選定しない。
- ⑥次のいずれかに該当する提案者は、失格とする。
 - ア) 参加資格要件を満たしていない者又は満たさなくなった者
 - イ) 提出書類に虚偽の記載又は重大な不備があった者
 - ウ) 本実施要領に示す提出期限、提出先、提出方法又は書類作成上の留意事項その他の条件に適合しない書類を提出した者
 - エ) 提案金額が提案上限額を超えている者
 - オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不誠実な行為又は不正な行為を行った者

11 選定結果

選定結果は、受託候補者の選定後、プレゼンテーションに参加した全ての提案者に対して、選定結果通知書を電子メールにより送付する。

また、選定結果通知書を送付した日の翌日以降に、次の項目を市ホームページ（トップページ＞入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表する。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 提案者数
- (3) 受託候補者の名称及び総合点

12 契約締結に向けての協議

- (1) 契約に当たっては、提案内容をそのまま契約内容とするものではなく、業務の仕様等について協議を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 契約方式は、随意契約とする。
- (3) 本業務の委託料は、業務完了後に一括して支払うものとする。
- (4) 業務の実施に際しては、下関市個人情報保護法施行条例（令和4年条例

- 第 35 号)の規定に基づき、これを適切に取り扱うものとする。
- (5) 契約保証金その他契約に関する事項は、下関市契約規則(平成 21 年規則第 29 号)による。

13 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例(平成 17 年条例第 16 号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な受託候補者選定に影響が出るおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとする。

14 留意事項

(1) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は返却しない。
- ②提出後の訂正又は差し替えは、市から指示があった場合を除き、認めない。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。
- ④提出された書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加を希望する者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を市に請求することはできない。

(3) 辞退

参加申込者は、参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき(受託候補者として選定された後に辞退するときを含む。)は、辞退届(任意様式)を提出すること。

(4) 著作権

提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとする。

ただし、業務の契約相手方となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合は、事前に通知した上で、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

(5) 異議申立て

参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

(6) 使用言語及び通貨

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

15 提出先及び問合せ先

下関市こども未来部幼児保育課（担当：塩崎、築山）

〒750-8521 下関市南部町1番1号（本庁舎東棟1階）

電話番号 083-231-1923

メールアドレス kkssuishin@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

16 施行期間

本要領は令和8年10月5日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。